

告 示

埼玉県告示第千五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮市場TOP春日部店

埼玉県春日部市大字八丁目九百七十五、九百七十六、九百七十七

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 駐車場法との適合を再確認してください。

(2) 駐車場料金を徴収する場合、駐車場法、バリアフリー新法、埼玉県福祉のまちづくり条例の届出が必要になります。

二 縦覧期間

令和六年九月二十日から令和六年十月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター